

NPO法人 介護・福祉サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



●NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 2019 年度総会報告

2019 年度介護・福祉ネットみやぎ総会が、6 月 18 日（火）15 時 00 分よりフォレスト仙台 2 階第 2 フォレストホールにて、正会員 36 人（本人出席 29 人、書面議決による出席 7 人）の出席で開催されました。

内館昭子理事長の開会挨拶の後、9 名の来賓を代表して宮城県保健福祉部長寿社会政策課介護政策専門監田代浩一様よりご祝辞をいただきました。

議案は、第 1 号議案 2018 年度事業報告承認の件、第 2 号議案 2018 年度決算報告承認の件、第 3 号議案 2019 年度事業計画及び活動予算決定の件について、渡辺淳子理事から一括して提案を行い、全議案とも満場一致で承認されました。

議案採決に引き続き総会決議（案）を、野川ちひろ会員（公益財団法人宮城厚生協会）より提案し、出席全会員の拍手で採択され、2019 年度総会は終了しました。



宮城県保健福祉部長寿社会政策課
介護政策専門監田代浩一氏



内館昭子理事長の挨拶



2019 年度総会の様子

事務局より

◆お盆休みは 8 月 13 日（火）から 8 月 15 日（木）までの
3 日間です。



介護・福祉ネットみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。私たちは知識と力を合わせ、良質な介護・福祉サービス提供と健全な事業運営のために、いっそうの研修にはげむとともに、情報を共有し、ネットワークをひろげます。もって子どもから大人まですべての人の人権が尊重されるまちづくりと、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護・福祉ネットみやぎ参加団体

宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・みやぎ県南医療生活協同組合・JA 宮城中央会・公益財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぷ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・宮城県民主医療機関連合会・宮城民医連事業協同組合・社会福祉法人みんなの輪・企業組合労協センター事業団東北事業本部・宮城県労働者福祉協議会・株式会社全労済ウィック・合同会社ワイズ

●NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 2019 年度総会記念講演報告

6月18日(火)15時から開催された総会に先立ち、総会記念講演として東京大学名誉教授上野千鶴子氏をお招きし『最期までおうちでいたい～介護職にできること』と題しご講演いただきました。会場は150人を上回る参加者となり、満席となりました。

我が国は急速な少子高齢化に直面しています。独居高齢者が急増し、医療や介護、終末期問題など老いの生き方そのものが問われています。「介護が必要になっても、自宅で過ごしたい」、「自宅で最期を迎えたい」と考える高齢者が8割以上に上るとも言われている中、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続け、最期を迎えるには何が必要でどのような方法や問題があるのか?高齢者の介護や看取りに関して数多くの先進事例をご研究されている上野先生より、老いの生き方や在宅死の迎え方、そしてケアを受ける人やケアをする人のあり方についてご講演いただきました。ご講演では、自分らしい暮らしを続け、最期を迎えるには、どんな老後を選ぶのか自分の意思決定が最も大切であること。また、「在宅ひとり死」の条件として、自己の意思が反映され、自己解放ができ、他人にゆだねる力をもち、弱さと依存を認めることがとても重要であり、このことを可能にするには、専門職による医療と介護の連携が必要であるとお話いただきました。

最後に利用者を支える介護従事者の処遇について触れられ、「制度と権利は向こうからやってこない。地位と労働条件を上げるには、もっと大きな声で情報発信してほしい。介護にかかわる人の地位向上も利用者の幸せにつながる」と強く訴えられました。

今回の講演を通し、ひとつの価値観にとらわれることなく、多角的な視点で考えることの重要性を認識することができた貴重な機会となりました。



記念講演 講師
東京大学名誉教授 上野千鶴子氏



記念講演の様子

●NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 2019 年度総会第 1 回理事会報告

総会終了後、2019 年度総会第 1 回理事会を理事 11 人、監事 2 人の出席で開催しました。議決事項として
1. 福祉サービス第三者評価審査委員会設置要綱の一部改定について提案し、全員異議なく議決しました。報告事項として、1. 2018 年度総会第 5 回理事会議事録、2. 福祉サービス第三者評価審査委員選任について、3. 2019 年度第 1 回実務担当者会議報告、4. 「情報の公表」調査事業、5. みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運營業務について報告され確認しました。

●2018 年度第 3 回「情報の公表」調査事業推進委員会報告

5月24日(金)10時30分から12時30分までフォレスト仙台5階当法人事務所において8人の出席で開催しました。当委員会は、情報の公表調査事業の適正な推進を確保するために設置されています。

会議では、情報の公表に係る 2018 年度の決算や各会議、2019 年度の活動予算(案)や年間会議予定、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度などの報告を行いました。また、当法人が仙台市に「地域包括支援センターに関する要望書」を提出後に仙台市と懇談した内容を報告しました。各委員と総合事業やこれから行政に期待することなどについて意見交換し、今後の介護・福祉ネットみやぎの活動に資する会議となりました。

●2018年度事業報告・2019年度事業計画

1. 2018年度主な事業報告

①介護サービスの質の向上のための研修会等の取り組み	*開催回数5回(延べ241人が参加)
②会員団体のより一層の連携の推進	*実務担当者会議を5回開催
③苦情解決のための第三者委員	*4人の共同委嘱
④介護サービス「情報の公表」事業について	*調査員67人で450事業所を訪問調査 *調査員研修会を3回、県全体研修1回開催(延べ148人が参加)
⑤地域密着型サービス外部評価について	*評価調査員45人で75事業所の評価実施 *評価委員5人で13回の評価委員会を開催し、75事業所の評価報告書を承認 *調査員研修3回、県フォローアップ研修1回開催(延べ143人が参加)
⑥福祉サービス第三者評価事業について	*評価調査者27人を委嘱し、5事業所の第三者評価を実施 *平成30年度宮城県福祉サービス第三者評価調査者継続研修(8人が参加) *評価調査者内部研修1回開催(延べ19人が参加)
⑦みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度の事業について	*認証制度の制度設計と運営業務を行い、115事業所の宣言、32事業所の認証手続きの実施
⑧介護保険制度をより良いものにするための活動	*介護保険制度政策立案チーム2回開催
⑨介護保険制度の改善に向けた活動	*「地域包括支援センターに関する要望書」を仙台市健康福祉局局長へ提出及び仙台市担当部局との懇談会を開催
⑩よりよい介護保険制度としていくために他団体との連携について	*私たちがめざす介護保険制度とするため、また、宮城の介護現場が抱える問題を改善するために県内で活動する他団体と連携し、『みんなで考えよう介護保険!宮城県民フォーラム2018』を開催(延べ130人参加)
⑪情報の収集発信の取り組み	*「情報紙」年6回(74号~79号)発行、速報(90号~91号)を発信
⑫理事会の開催	*定例5回開催
⑬監事会の開催	*1回開催

2. 2018年度決算報告

「一般会計」・「情報の公表」・「外部評価」・「認証制度」・その他の事業の2018年度収支決算は、当期収入合計が29,496千円、当期支出合計が28,769千円、当期収支差額が680千円でした。

3. 2019年度主な事業計画

①会員事業所の介護サービスの質・マネジメント力の向上のための事業	②福祉サービスに関する苦情解決の第三者委員の共同委嘱事業
③第三者委員苦情相談窓口の設置事業	④介護サービス「情報の公表」の調査事業
⑤地域密着型サービス外部評価事業	⑥福祉サービス第三者評価事業
⑦みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事業	⑧介護事業者のネットワークとして社会的に発言する活動
⑨情報の収集・発信	⑩理事会、監事会、実務担当者会議、調査事業推進委員会等の開催

●NP0 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 2019 年度総会決議

決 議

2019 年 6 月 18 日

政府は、「全世代型社会保障改革」の名の下に消費税を 2019 年 10 月より 8%から 10%へ引き上げを行い、一方で社会保障の「重点化・効率化」を強調し、医療・介護や生活保護など各分野で給付削減や利用料の負担割合を引き上げる方針を打ち出そうとしています。

2018 年からの診療報酬と介護報酬の同時改定では、団塊の世代が 75 歳となり、医療費や介護費が急増する「2025 年問題」を乗り切るために、費用の影響をどう抑制するかが焦点となりました。

2018 年は介護報酬が改定され、0.54%の引き上げが行われ、プラス改定となりました。しかし、介護事業所の経営を直撃してきたこれまでの基本報酬の引き下げの影響が大きく、介護事業所が抱えている経営課題を解決するには程遠い水準であると言わざるを得ません。介護分野における人材不足が社会問題となっている今、介護従事者の人材確保施策を図るためには国の責任による抜本的な対策が急務です。このままでは、地域の介護基盤が崩壊してしまいます。

一方、介護保険料は、制度スタート時点に比べ、現在では約 2 倍となっており、2025 年にはさらに負担増となる見込みです。政府は並行して、高齢者の介護サービス利用を抑制する政策を推し進めており、多くの人が必要な介護サービスを受けられない事態になりかねません。

東日本大震災から 8 年が経過した今なお宮城県内には 600 人以上の人々が仮設住宅で暮らしており、特に、経済基盤の弱い高齢者が取り残されている実態があります。この様な現状から、被災者の生活に寄り添い、被災者の実情を踏まえた活動を継続していくことが必要です。

憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。高齢者が個人として尊重され、豊かな生活が送れてこそ、国民は社会保障に対する信頼を現実のものとし、将来の不安を払拭することができるのです。今こそ、国の責任で個人の尊厳を保障する社会保障制度の充実が求められています。

わたしたちは「いつでも、どこでも、だれでも、安心して生活する」ために必要なサービスが提供される制度の充実を目指し、豊かな社会保障を実現するため、以下の政策が前進するよう連帯し、活動することを決議いたします。

記

- 1 政府は、介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つ報酬体系にすること。
- 2 政府は、介護保険制度における国の負担割合を引き上げ、介護保険料・介護サービスの利用料を抑制すること。
- 3 国会及び政府は、社会保障の充実のため、国のあらゆる無駄な歳出を見直し財源を確保すること。

●2018 年度「介護サービス情報の公表」「福祉サービス第三者評価」苦情解決の第三者委員報告研修会報告

2019年5月10日（金）13時30分から15時30分まで、第三者委員3人、情報の公表事業推進委員長、事務局4人が参加し、社会福祉法人宮城厚生福祉会在宅複合型施設・高齢者福祉施設「宮城野の里」と同法人介護老人福祉施設「田子のまち」を見学し、各調査評価事業の報告を行いました。

2000年3月に開所した在宅複合型施設・高齢者福祉施設「宮城野の里」（ケアハウス・ショートステイ・デイサービス・在宅介護支援センター・居宅介護事業）が運営している各事業の概要について法人本部事務局長大内誠さんから説明していただきました。開設者がヨーロッパの施設を見学し、それを参考に地域に開かれた開放的な施設を目指し「宮城野の里」を開設したそうです。施設には木材をふんだんに使用し、1階に中庭、2階に花壇を設け、壁に絵画を飾り、落ち着いた癒しの空間になっています。2階のケアハウスでは、法人友の会会員や地域の民生委員が週2回喫茶を開き利用者の楽しみとなっています。

2013年9月に開所した介護老人福祉施設「田子のまち」の施設長土谷ちはるさんから施設の概要や利用者支援において重視していることについて説明していただきました。3階建ての施設には木材をふんだんに使用しぬくもりがあり、1階には誰でも利用できるレストランや理美容室、図書館（交流ホール）があります。3階の会議室や交流ホールは地域住民に貸出し地域に根差した運営を行っています。基本理念「～わたしたちのおもい～『二度とないこの瞬間を“あなたらしく”輝ける場所に』」を掲げ、利用者一人ひとりの暮らし（生活）パターンを聞き取り、朝食時間などにも個別に対応し、利用者に『今日一日を大事に過ごしてもらう』ことを念頭に支援しています。1ユニット利用者10名で8ユニットがあり全室個室となっており、約8畳の居室にはトイレ、洗面台、ベッド、収納庫が完備されています。利用者の状況に合わせて、ユニットごとに職員の勤務シフトを組み、利用者2人に対して職員1人を配置し手厚い体制をとっています。見学当日は、大正琴のボランティアの演奏があり大正琴の優しい音色に利用者が聞き入っていました。

最後に、2018年度の介護サービス情報の公表や福祉サービス第三者評価についての調査・評価事業の経過、調査の際の事業所からの相談内容、2019年度第三者評価事業などについて報告し確認していただきました。第三者委員から「廊下や共有スペースが贅沢なほど広く、利用者に対して手厚い職員配置にしていることを聞き、この素晴らしい施設を利用したいと思った。」と感想がありました。

《苦情解決の第三者委員》

井野場晴子さん（弁護士）

関谷 登さん（東北学院大学名誉教授）

大森美和子さん（民生児童委員）



研修会の様子



介護老人福祉施設「田子のまち」



高齢者福祉施設「宮城野の里」

●2019 年度第 1 回実務担当者会議拡大研修会報告

5月17日（金）14時よりフォレスト仙台5階501会議室において、実務担当者拡大研修会を開催し、実務担当者、調査員等、29人が参加しました。

国は地域包括ケアシステムの名の下で進める社会保障改革を邁進しています。その大きな柱が医療と介護の一体改革であり、この間さまざまな法律が施行されました。

2014年に施行された医療介護総合確保促進法では、医療・介護提供体制の構築や地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進することが示されました。この実施主体は保険者である市町村が担い、地域によって異なる高齢者のニーズや医療、介護の実情を把握し、住民や医療・介護施設などと連携・協議など地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することが求められました。

国は、この政策実現のため、医療・介護連携の必要性を強調し、自治体の包括的支援事業の中に「在宅医療・介護連携事業」を位置付け、基金の設置を実施するなど、市町村事業の推進を図ってきました。

今回の拡大研修会は、施行から5年が経過し、医療や介護の必要性がますます高まる中で、地域医療の推進に向けご活躍の公益財団法人宮城厚生協会若林クリニックの水戸部秀利先生をお迎えし、「地域包括ケアにおける医療と介護の連携について～地域の小規模診療所の経験から～」と題し、医療や介護が必要な人への支援は本当に図られているのか？実際現場ではどのような問題や課題があるのか？など地域の医療・介護現場における実情と課題についてお話いただきました。

ご講演では、「医療や介護の現場は慢性的な人手不足、病床・施設不足で患者さんの療養場所を確保するのに困難を来しているのが現状だ。要介護で疾患を持つ高齢者の容体が急に悪化しても、入院先を探すのは容易ではなく、病状が落ち着いて退院可能となってもその後の施設探しは困難を極める。医療・介護従事者は高齢化社会を支えるインフラである。このインフラ整備が不十分なまま、有病・要介護の高齢者を無理に地域や在宅へと押し流す政策は医療・介護難民を生み出しかねない問題だ」とお話いただきました。

最後に「根底にある国の社会保障費削減政策のあり方そのものが問われる。患者・利用者のための民主的な医療・介護をめざし、制度の矛盾や問題にはみんなで声を上げていくことが必要である」と強く訴えられました。



公益財団法人宮城厚生協会
若林クリニックの水戸部秀利先生



実務担当者会議拡大研修会の様子



●2019 年度第 1 回地域密着型サービス外部評価審査委員会報告

7月12日（金）10時30分から12時30分までフォレスト仙台5階当法人事務所において審査委員3人と事務局4人を含む7人の出席で開催し、2018年度外部評価事業、調査員研修、利用者家族等アンケート集計結果（当法人作成）及び2019年度事業計画について報告しました。平成30年度に地域密着型サービスに係る施設基準の改正が行われ、身体的拘束に係る項目が追加されました。今般、宮城県が中心となり「地域密着型サービス外部評価ガイドラインの改正」について検討しており、評価機関からの意見も反映できるため、審査委員の専門的な観点から助言をいただきました。また、福祉サービスの利用者やその家族から相談があった場合、地域包括支援センターが介護保険をはじめ、福祉や保健などの総合的な相談に応じて必要な助言や支援などを行っていることについて情報をいただき、改めて地域包括支援センターの役割を認識する機会になりました。